

ポストコロナにおける大学活動の取扱いについて

国や自治体の方針に基づき、令和5年4月以降の大学活動（インバウンド・アウトバウンド）について、以下のとおり定めます。

（2022年6月27日付告示は廃止します）

教育研究活動の実施に当たって、マスクの着用は求めません（マスクの着脱を強いることのないようご注意ください）。

なお、咳エチケットや基本的な感染防止対策（①三密回避、②人と人との距離確保、③手洗い等の手指衛生、④換気）に留意した上で、個人がそれぞれ適切に対応してください。

（社会における新型コロナウイルス感染症の感染状況次第によって、内容を見直す場合があります。）

ご不明の点やご心配などは、学生については所属部局の学生支援室へ、教職員については所属部局の総務係や学生支援室へご相談ください。

	学内での活動（インバウンド）	学外での活動（アウトバウンド）
学内構成員 （学生・教職員）	<p><授業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・③④を実施（①②は注意喚起）した上で対面授業を実施する（教室定員は定員どおりとする） <p><研究活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・③④を実施（①②は注意喚起）した上で研究活動を実施する <p><課外活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月17日付「4月以降の課外活動について」に基づき実施する <p><学内行事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・③④を実施（①②は注意喚起）した上で実施する <p><各種会議の実施の在り方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・③④（①②は注意喚起）を講じた上で実施。効率化等を目的としたオンラインやハイブリッド形式での実施も可とする <p><懇親会等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・①②③④を講じた上で実施する <p><教職員の在宅勤務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした在宅勤務は行わないこととする 	<p><授業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他大学等の授業を受ける場合、他大学等で授業を行う場合は、当該大学等の対応方針に拠る <p><研究活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他大学等で研究活動を行う場合、他大学等の対応方針に拠る <p><課外活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用施設のルール等に拠る <p><学外行事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事主催者の対応方針による ・基本的な感染防止対策に留意する <p><各種会議への参加、国内外への出張></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張先の状況を十分に考慮した上で実施する ・基本的な感染防止対策に留意する <p><懇親会等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の職務や学生の教育研究活動の延長として参加する場合、主催機関の方針等に拠る ・個人（私用）で参加する場合、自治体の方針等により本人が適切に判断する ・いずれの場合も基本的な感染防止対策に留意する
学外関係者 （外部事業者、他大 学関係者等）	<p><学会、大学祭等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会やシンポジウム等は③④を実施（①②は注意喚起）した上で実施する ・大学祭など飲食を伴うイベントは①②③④を講じた上で実施する（人数制限等は設けない） <p><課外活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動施設利用は制限を設けないこととする <p><ロケ（ドラマ・映画等の撮影）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・①②③④を講じた上で、関係部局との調整により、受け入れの可否を判断する 	